

上尾市競争入札心得

(趣旨)

第1条 市が実施する公共調達（上尾市契約事務執行要綱（令和4年3月31日市長決裁）第2条第1項に規定する公共調達をいう。）に係る条件付一般競争入札又は指名競争入札（以下「入札」という。）に参加しようとする者が守らなければならない事項は別に定めるもののほか、この心得の定めるところによる。

2 入札に参加しようとする者は、この心得、入札公告等の記載事項等を熟知のうえ、入札しなければならない。

(入札の通知等)

第2条 条件付一般競争入札を行う場合は、埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）を利用した方法により、入札の件名、日時その他必要な事項について公告するものとする。

2 指名競争入札を行う場合は、電子入札システムを利用した方法により、入札の件名、日時その他必要な事項を記載した通知書（以下「指名通知書」という。）を指名した者に送付するものとする。

(指名の取消し)

第3条 指名競争入札を行う場合において、指名通知書を受領した者（以下この条において「指名競争参加予定者」という。）が次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、当該指名を取り消すものとする。

(1) 契約を締結する能力を有しないとき。

(2) 破産者で復権を得ないとき。

(3) 死亡（法人にあつては、解散）したとき。

(4) 営業停止命令を受けたとき。

(5) 金融機関に取引を停止されたとき。

(6) 上尾市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成6年7月26日市長決裁）の規定に基づく入札参加停止の措置を受けたとき。

(7) 上尾市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成8年8月9日市長決裁）に基づく指名除外の措置を受けたとき。

2 指名競争参加予定者又はその者の代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者が、次の各号のいずれかに該当する者となった場合は、当該指名を取り消すものとする。

(1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗悪にし、又は物件の品質若しくは数量に関して、不正の行為をした者

(2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(5) 正当な理由がなくして、契約を履行しなかった者

(6) 上尾市契約規則（昭和39年上尾市規則第19号）第15条（同規則第29条において準用する場合を含む。）の規定により条件付一般競争入札又は指名競争入札に参加できないこと

とされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(入札保証金の納付等)

第4条 入札に参加しようとする者は、上尾市契約規則第18条又は第19条の定めるところにより、入札保証金の納付又はこれに代わる担保の提供をしなければならない。ただし、第2条第1項の規定による公告（以下単に「公告」という。）又は指名競争入札を行う場合における入札に関する注意事項（以下「入札に関する注意事項」という。）の定めるところにより入札保証金を免除される者については、この限りでない。

(入札)

第5条 条件付一般競争入札において参加資格を有し、参加の申出をした者又は指名競争入札において指名通知書を受領した者（以下「入札参加予定者」という。）が入札に参加しようとするときは、この心得に定めるもののほか契約約款、図面、設計書、仕様書、特記仕様書（以下これらの図面、設計書、仕様書及び特記仕様書を「設計図書」という。）、公告、指名通知書及び入札に関する注意事項（以下「指名通知書等」という。）の記載事項及び現場を熟知の上、入札しなければならない。この場合において、疑義があるときは、発注課に質問書により質問し、回答を求めることができる。

- 2 入札は、公告又は指名通知書等で指示した日時及び方法に従い、電子入札システムにより行う。ただし、入札参加予定者は、市長がやむを得ない理由があると認めて承認をしたときは、書面により入札書の提出を行うことができる。
- 3 前項ただし書の承認を受けようとする入札参加予定者は、公告に示す競争参加資格確認申請書の提出期間又は入札に関する注意事項に示す入札書提出期間に、紙入札方式参加申請書を提出しなければならない。
- 4 第2項ただし書の承認を受けた入札参加予定者（以下「紙入札参加予定者」という。）は、入札書に必要な事項を記載し、記名押印の上、これを封書にして公告又は入札に関する注意事項に示す入札書提出期間に入札執行者に提出しなければならない。
- 5 前項の規定による入札書の提出を代理人により行おうとする紙入札参加予定者は、当該代理人にその委任状を提出させなければならない。
- 6 入札参加予定者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税の額に相当する額を除いた金額を入札書に記載しなければならない。

(入札の辞退)

第6条 入札参加予定者は、入札書の提出前に限り、入札を辞退することができる。ただし、やむを得ない事由が生じたときは、上尾市電子入札運用基準（平成24年3月22日総務部長決裁）の規定に基づき、開札前まで入札を辞退することができる。

- 2 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(公正な入札の確保)

第7条 入札参加予定者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

- 2 入札参加予定者は、入札に当たっては、他の入札参加予定者と入札価格についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

- 3 入札参加予定者は、指名の状況、入札参加意思その他適正な入札の執行に支障を及ぼすおそれのある情報について、入札前に情報交換してはならない。
- 4 入札参加予定者は、落札者の決定前に他の入札参加予定者に対して入札価格又は内訳書の内容を開示してはならない。
- 5 入札参加予定者は、入札手続に際し発注者の指示に従い円滑な入札執行に協力し、入札執行の妨害や、他の入札参加予定者の入札手続を妨害するようなことを行ってはならない。
- 6 第3項の規定にかかわらず、公告に定める資本関係又は人的関係がある者（以下、この項において「同族企業」という）同士の同一入札への参加を回避するために、同族企業同士が入札前に入札参加意思の確認を行うことは、第3項に抵触しないものとする。

ただし、同族企業同士が、落札者の決定前に入札価格又は内訳書の内容を開示し合うことは、第4項に抵触するものとする。

（入札書の書換等の禁止）

第8条 入札者は、いったん提出した入札書の書換え、引換え又は撤回することはできない。

（入札の取りやめ等）

第9条 入札参加予定者が連合し、又は妨害、不正行為等により、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加予定者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

（開札）

第10条 開札は、電子入札システムにより行う。

（入札の無効）

第11条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札者の押印のない入札書による入札（電子入札システムを利用して行う入札の場合にあっては、記載すべき事項に係る情報に電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。）をせず、又は当該電子署名に係る電子証明書（同法第8条に規定する認定認証事業者が作成したものであって、電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年総務省、法務省、経済産業省令第2号）第4条第1号に規定する電子証明書をいう。）を添付しないで行われた入札）
- (2) 金額を訂正した入札書による入札
- (3) 記載事項（金額を除く。）を訂正した場合においては、その箇所に押印のない入札書による入札
- (4) 押印された印影が明らかでない入札書による入札
- (5) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (6) 記載すべき事項の記入のない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書による入札
- (7) 入札保証金を納付しない者又は入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札
- (8) 代理人で委任状を提出しない者がした入札
- (9) 他人の代理を兼ねた者がした入札又は2以上の者の代理をした者がした入札
- (10) 2通以上の入札書を提出した者がした入札
- (11) 入札に関し不正の行為をした者がした入札
- (12) 前各号に掲げるもののほか、入札の条件に違反した入札

（落札者の決定）

第12条 落札者は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者（最低制限価格を設けた場合にあつては、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者。）とする。

2 事後審査型条件付一般競争入札（上尾市条件付一般競争入札実施要綱（平成24年上尾市告示第226号）第2条第3号に規定する事後審査型条件付一般競争入札をいう。）においては、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者（最低制限価格を設けた場合にあつては予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札した者）を落札候補者と、入札参加資格の有無に関する審査の結果、入札参加資格を満たすことが確認された落札候補者を落札者として決定する。

3 前項の入札参加資格の審査において、入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合又は当該落札候補者のした入札が無効となった場合は、当該落札候補者に代わり当該落札候補者の次に低い価格をもって入札した者を落札候補者とし、当該落札候補者の入札参加資格の有無に関し審査するものとする。

4 落札者の決定がなされたときは、速やかにその旨を落札者に通知する。

（くじによる落札者の決定）

第13条 落札者又は落札候補者とすべき同額の入札をした者が、2者以上いるときは、直ちに電子入札システムによりくじを実施し、落札者又は落札候補者を決定する。この場合において、当該入札者は、くじを辞退することはできない。

（落札者決定の保留）

第14条 上尾市低入札価格取扱要綱（平成12年9月22日市長決裁）第1条に規定する調査基準価格を設けた場合において、当該調査基準価格未満の入札（以下「低価格入札」という。）があるときは、落札者の決定を保留し、入札執行を終了する。

2 前項の場合において、同額の価格による入札をした者がいるときは、前条の規定を準用する。

（低価格入札の調査及び審査）

第15条 前条第1項の規定により入札執行を終了したときは、上尾市低入札価格取扱要綱に規定する調査及び審査を行い、落札者候補者を決定するものとする。

（再度入札）

第16条 入札執行者は、予定価格の制限の範囲内での価格の入札（最低制限価格を設けた場合にあつては、予定価格の制限の範囲内での最低制限価格以上の価格の入札）がないときは、開札後直ちに、再度の入札を行うことができる。

2 再度の入札は、1回限りとする。

3 再度の入札に参加することができる者は、初度の入札者とする。ただし、初度の入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度の入札に参加することができない。

4 第1項の規定にかかわらず、予定価格を入札執行前に公表している場合においては、再度の入札は行わない。

（契約書の提出）

第17条 落札者は、第12条第4項の通知を受けた日の翌日から起算して7日以内（市の休日を除く。）に、電子契約の場合は電子契約利用申出書を提出の上で契約内容に同意し押印に代わる電磁的処理を施して契約に必要な書類を提出し、書面による契約の場合は契約書に記名押印し契約約款、設計図書及びその他契約に必要な書類を添付した上で2通作成して袋とじ又は製本して提出しなけ

ればならない。ただし、発注者の承諾を得たときは、この期間を延長することができる。

- 2 落札者が、前項に規定する期間内に契約の締結に応じないときは、落札の決定は効力を失う。
- 3 契約は、市長又は市長から委任を受けた者と落札者が、電子契約の場合は双方の電子署名が完了したとき、書面による契約の場合は契約書に記名押印したときに確定する。
- 4 落札決定後、契約締結前までに落札者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、契約を締結しないことがある。この場合、市は損害賠償の責めを一切負わないものとする。
 - (1) 落札者が、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当するとき（被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は除く。）。
 - (2) 落札者が、競争入札に参加する資格又は入札公告等で示した資格を有しなくなったとき。
 - (3) 落札者が、上尾市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱第3条第1項若しくは第2項、第4条又は第5条第4項の規定により、入札参加停止の措置を受けたとき。
 - (4) 落札者が、上尾市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱第3条の規定により指名除外の措置を受けたとき。

（入札保証金の還付）

第18条 入札者は、落札者が決定したとき又は再度の入札によつてもなお落札者がいないときは、第4条の入札保証金（以下「入札保証金」という。）の還付を請求することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、落札者の納付した入札保証金の取扱いについては、次に定めるところによる。
 - (1) 契約を締結するまでは、還付の請求をすることができない。
 - (2) 納付すべき契約保証金があるときは、これに充当する。
 - (3) 前条第2項の規定により落札の決定が効力を失ったときは、没収する。

（市議会の議決を要する契約）

第19条 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年上尾市条例第7号）の定めるところにより議会の議決に付さなければならない契約については、議会の議決に付す前に仮契約書を取りかわすものとする。

- 2 前項の仮契約書には、市議会の議決を得たときは当該仮契約書を本契約とみなす旨を明記する。
- 3 第1項の議会の議決に付さなければならない契約について、落札決定後、市議会の議決を得るまでに落札者が第17条第4項各号のいずれかに該当することとなったときは、当該契約は、市議会の議決が得られた場合にあつても本契約とはみなさないことがある。この場合において、市は、損害賠償の責めを一切負わないものとする。

（契約保証金等）

第20条 落札者は、契約書の提出と同時に、上尾市契約規則第4条から第4条の5までに定めるところにより、契約金額の100分の10以上の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。ただし、公告又は指名通知書等の定めるところにより契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りでない。

- 2 契約保証金は、契約の履行後、契約者から請求書の提出を受けることにより、還付する。ただし、契約者がその責に帰すべき理由により契約上の義務を履行しないときの契約保証金は、還付しない。

（異議の申立）

第21条 入札参加予定者は、入札後、この心得、契約書、設計図書及び現場等についての不明を理

由として、異議を申し立てることはできない。

(その他)

第22条 入札者は、公告又は指名通知書等若しくは入札執行者から、入札金額見積内訳書等の提出を求められた場合、公告又は指名通知書等若しくは入札執行者の指示に従い提出しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この心得は、平成20年4月1日から施行する。

(上尾市指名競争入札入札参加者心得の廃止)

2 上尾市指名競争入札入札参加者心得(平成13年7月3日市長決裁)は、廃止する。

(施行期日)

この心得は、平成26年4月1日から施行する。

(施行期日)

この心得は、平成28年7月1日から施行する。

(施行期日等)

この心得は、決裁の日(平成29年4月3日)から施行し、平成29年4月1日以後に行う競争入札の執行について適用する。

(施行期日)

この心得は、決裁の日(平成31年2月4日)から施行する。

(施行期日)

この心得は、決裁の日(令和2年8月21日)から施行する。

(施行期日)

この心得は、決裁の日(令和3年4月1日)から施行する。

(施行期日)

この心得は、決裁の日(令和4年8月1日)から施行する。

(施行期日等)

この心得は、決裁の日(令和8年4月1日)から施行する。